

高槻市監査委員告示第 4 号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、令和5年度監査の結果に関する措置結果の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年5月7日

高槻市監査委員	齋	藤	卓	夫
同	重	谷	芳	人
同	畑	山	和	幸
同	平	田	裕	也

## 令和5年度監査における監査結果報告に基づく措置結果報告

### 定期監査

- 1 教育委員会（教育政策課、教育総務課、学校安全課、保健給食課、教育指導課、教職員課、教育センター）

（監査実施日 令和5年10月4日から11月28日まで）

指摘事項	措置結果
<p>支出事務について（物品購入事務）</p> <p>物品購入において、契約相手方から提出のあった見積書に、金額の記載がないものの、物品購入負担行為を起案・決裁し、発注を行っているものがあった。</p> <p style="text-align: right;">（教職員課）</p>	<p>措置日 令和5年11月28日</p> <p>事前に当該書籍の定期購読料が定額であることを確認していたものの、見積書の記載内容について、確認が不十分であったものである。</p> <p>本指摘を重く受け止め、改めて所属職員に適正な契約事務について周知し、再発防止のための意識向上を図った。今後も引き続き、確認を徹底していく。</p>

### 財政援助団体等監査

- 1 高槻市立総合スポーツセンター総合体育館ほか10施設、萩谷総合公園、古曽部防災公園（指定管理者：高槻みらい創造パートナーズ、
- 施設所管課：市民生活環境部文化スポーツ振興課、都市創造部公園課）

（監査実施日 令和5年12月28日から令和6年2月22日まで）

指摘事項	措置結果
<p>備品管理について</p> <p>備品の抽出確認をしたところ、次のことがあった。備品の管理について、市は現指定管理者に施設の管理運営業務を行わせるに当たり、市に帰属する備品の現存確認、備品シールの貼付等が不十分であった。市と指定管理者で備品の現存確認を改めて実施するとともに、指定管理業務に係る管理運営仕様書に基づき適正な管理を徹底された。</p> <p>ア 総合スポーツセンター総合体育館、陸上競技場、青少年運動広場、テニスコートにおいて、備品シールが貼付されていないものが散見された。</p> <p>イ 総合スポーツセンター青少年運動広場のサッカーゴール1対は、工事請負の中に含まれる物品であったが、備品の定義に該当するため備品として取り扱うべきところ、備品登</p>	<p>措置日 令和6年2月22日</p> <p>ア 備品シールが貼付されていない備品については、シールを貼付しました。</p> <p>イ 青少年運動広場の未登録のサッカーゴールについては、人工芝生化工事の費用に含まれていましたが、備品登録を失念していたため、登録を行いました。</p> <p>ウ ローンターフについて、その性質から消耗品として取り扱っていましたが、備品として登録されているものがあったため、現状に則するように返納処理を行いました。</p> <p>エ 吸水ローラーについて、備品台帳に登録のないものは、現在使用できないものであるため、廃棄します。</p> <p>オ 堤運動広場の未登録のサッカーゴールについては、市で寄附を受けましたが、備品登録を失念していたため、登録を行いました。</p>

<p>録がされていなかった。</p> <p>ウ 総合スポーツセンター陸上競技場において、ローンターフの数が、備品台帳に登録されている数と一致しなかった。</p> <p>エ 総合スポーツセンターテニスコートにおいて、吸水ローラーの数が、備品台帳に登録されている数と一致しなかった。</p> <p>オ 堤運動広場のサッカーゴール1対について、市で寄附として受け入れた物品だが、備品登録がされていなかった。</p> <p>(文化スポーツ振興課)</p>	<p>今後、市に帰属する備品の現存確認や備品シールの貼付等、適正な管理を徹底してまいります。</p>
---	--